

<p>SGEC文書 2 2012 理事会 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（改正）</b></p> <p>（総 則） 第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議 <u>定款第 3 条第 2 項第 1 号の森林認証制度（以下「SGEC認証制度」という。）</u>の管理運営については、この文書の定めるところによる。 この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。</p>	<p>SGEC文書 2 2012 理事会 2016. 1. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（現行）</b></p> <p>（総 則） 第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という。）定款第 3 条第 2 項第 1 号の認証制度の管理運営については、この文書の定めるところによる。 この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。</p>
--	--

<p>SGEC 附属文書 2-2 2012 理事会 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC ロゴマークの使用要領（改正）</b></p> <p>6-2 製品上使用 6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、<u>以下の様式</u>に従い使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル名 (SGEC 認証) (SGEC リサイクル)</li> <li>・主張</li> <li>・認証材含有率 [X%SGEC 認証]</li> </ul> <p>ロゴマークライセンス番号 <a href="http://www.sgec-eco.org/">www.sgec-eco.org/</a></p> </div>	<p>SGEC 附属文書 2-2 2012 理事会 2016. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC ロゴマークの使用要領（現行）</b></p> <p>6-2 製品上使用 6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、<u>以下の様式</u>に従い使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p>ロゴマークライセンス番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>『緑の循環』認証会議 CoC 管理事業体名 SGEC 認証 又は SGEC リサイクル</p> <p>ロゴマークの幅の 1.5 以内</p>  </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。 下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。） 下部の枠の大きさ： 横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内 縦：定められた必要な表記事項の範囲内</p> </div>
--	--

<p>6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。<u>なお、SGEC 認証材の含有率を SGEC 認証ラベルの一部として表示できる。</u>（「X%SGEC 認証」）</p> <p>6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項 <u>認証材、管理材及びリサイクル材の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。</u></p> <p>6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル <u>認証原材料の含有率が 70%以上で、かつ、リサイクル原材料の含有率が 85%以下の原材料を含む製品を対象とする。</u> <u>なお、SGEC 認証材については、PEFC ログを同時に表示することができる。但し、この場合、納品書等において、SGEC 認証材及び PEFC 認証材の両方の主張を明記しなければならない。</u></p>	<p>S6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。</p> <p>6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項</p> <p>6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル 6-2-3-2-1 認証原材料、他の原材料及びリサイクル原材料（リサイクル原材料の最大含有量 85%）が混合している一般製品の表示方法については次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認証原材料認証率が 70%以上の場合は、SGEC 認証製品として SGEC ロゴマークを使用することができる。</li> <li>② 認証原材料認証率が 70%未満 10%以上の場合の製品に SGEC ロゴマークを使用する場合には「X%SGEC 認証」と表記しなければならない。 但し、この場合、認証率は 10%単位（一桁は 4 捨 5 入）とすることができる。</li> <li>③ 認証原材料認証率 10%未満の場合は、SGEC ロゴマークを使用することはできない。</li> </ol>
--	---

6-2-3-2-2 認証材住宅の認証材の認証率（当面、構造材に占める認証材の認証率でも可、但しラベルにその旨記載）での表記については次による。

- ① 認証率が70%以上の場合は、SGEC 認証材住宅として認証し、SGEC ロゴマークを使用することができる。
- ② 認証率が70%未満10%以上の場合に SGEC ロゴマークを使用する場合には、「X%SGEC 認証材住宅」と表記しなければならない。  
但し、この場合、認証率は10%単位（一桁は4捨5入）とすることができる。
- ③ 認証材率10%未満の場合には SGEC ロゴマークを使用することはできない。



**SGEC 認証**

この製品は持続可能な森林経営から生産された認証材を原材料とする製品。但し、リサイクル材及び管理材を一部含む。  
[ X% SGEC 認証]

ロゴマークライセンス番号 [www.sgec-eco.org/](http://www.sgec-eco.org/)

＜当分の間下記の様式も使用可能＞



ロゴマークライセンス番号

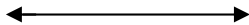
下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PROでもよい。）

下部の枠の大きさ：  
横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内  
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

『緑の循環』認証会議  
CoC 管理事業体名  
SGEC 認証

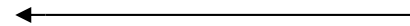
ロゴマークの幅の 1.5 以内



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議  
CoC 管理事業体名  
SGEC 認証 [X%SGEC 認証]

ロゴマークの幅の 1.5 以内



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PROでもよい。）

下部の枠の大きさ：  
横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内  
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC 認証	
ラベルの解説	SGEC 認証原材料により生産された製品に表示。リサイクル材又は管理材が混入する場合には、その旨「但し書」で明示。	
SGEC 認証材原材料含有率	70%以上	
リサイクル原材料含有率及び定義等	85%以下 リサイクル材の定義は、「SGEC 文書 4 2-24 リサイクル原材料」による。リサイクル原材料の含有量の計算は ISO/IEC14021 の規定に基づく。	
管理材の定義	管理材の定義は「SGEC 文書 4 2-8 管理材」による。	
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。	
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトについて印字が困難な場合は省略可。認証材含有率の表示可。	
<p>6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル  <u>リサイクル原材料の含有率が70%以上の製品を対象とする。</u></p>		<p>6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル  リサイクル原材料並びに認証原材料及び他の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。</p>



SGEC リサイクル

この製品はリサイクル材及び管理材を原料とする製品。

ロゴマークライセンス番号 [www.sgrec-eco.org/](http://www.sgrec-eco.org/)

<下記の様式も当面使用可能>



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議  
CoC 管理事業体名  
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときには、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：  
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内  
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

- ① この製品は、少なくとも70%以上のリサイクル原材料を原材料とする。
- ② 「SGEC認証」原材料を含む。



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議  
CoC 管理事業体名  
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときには、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：  
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内  
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC リサイクル	
ラベルの解説	リサイクル材を原材料とする製品。	
リサイクル材の定義等	SGEC 認証ラベルに同じ。	
管理材の定義	SGEC 認証ラベルに同じ。	
SGEC 認証原材料の含有率	70%以下	
リサイクル材原材料の含有率	70%以上	
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。	
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトは印字が困難な場合は省略可。 ISO/IEC14021 の規定に従ってメビウスの輪の使用可。	



6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用 (削除)

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用

6-2-4-1 SGEC ロゴマーク（規格：本文書 3-2）を各種 SGEC 表示ツールとして使用できる。

6-2-4-2 SGEC 表示ツールの使用は次による。

- ① SGEC 認証木材・製品を表示するために、シール、刻印、押印スタンプ、標識看板、フラッグ及びシートのほか、広告宣伝用物品などに使用することができる。
- ② 認証木材・製品の保管、生産・加工、出荷など各 CoC 工程における認証生産物を明確に区分して表示するために、その所在の現場等に使用することができる。
- ③ 認証建築用材の表示として、「構造材」については部材別に、「羽柄材」、「野物」及び「造作材」については部材を束ねた「まとまり」別に等適宜な単位で、シール、スタンプ、刻印等を使用できる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」に準拠し、次による。



<当面の間下記の様式も使用可>



附則：2018年4月1日から施行。但し、2019年4月1日までの間は、移行期間とすることができる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定に準拠することとし、「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」による。

<p>SGEC 附属文書 4-2-2-1 2018 会長決済 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について (案・新規)</b></p> <p>認証 CoC 認証事業者が建築する認証材を使用した住宅及びこれに準ずる建築物の認証材の認証率の計算及び認証の表示等については次により行う。</p> <p>1 認証材の認証率の計算及び認証の表示等については、SGEC 文書 4-2-2「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」の「3 プロジェクトの CoC 認証の実施」に準拠することとする。</p> <p>2 この場合、当面、住宅等の特定部分を対象範囲とし、その旨を明らかにしたうえで認証率の計算及び公表を行うことができることとする。</p> <p>なお、住宅等においては、木質構造部分（構造材）を対象範囲として認証率の計算を行うことができる。</p> <p>附則：2018 年 4 月 1 日から施行。但し、2019 年 4 月 1 日までの間は、移行期間とすることができる。</p>	
--	--

<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC-CoC認証ガイドライン (改正案)</b></p> <p>2 用語の定義 2-28-1 <u>クリーンウッド法</u> (挿入) <u>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」は2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。(農林水産省林野庁ホームページ参照)</u></p> <p>4 デューディリジェンスシステム (Due Diligence System DDS) に関する最低限の要求事項 4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表 1~3 の通りとする。 この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明及びクリーンウッド法第6条に規定する合法木材等の判断基準に基づき合法木材等として確認した場合の証明資料</u>を検証の上活用することができる。</p>	<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2016. 1. 1</p> <p style="text-align: center;"><b>SGEC-CoC認証ガイドライン (現行)</b></p> <p>2 用語の定義</p> <p>4 デューディリジェンスシステム (Due Diligence System DDS) に関する最低限の要求事項 4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表 1~3 の通りとする。 この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって、林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明</u>を検証の上活用することができる。</p>
---	---

<p>SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2018, 4, 1,</p> <p style="text-align: center;">SGEC/PEFC 顕彰に関する文書（改正案）</p> <p>2 顕彰の基準</p> <p>（4）その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者</p> <p><u>また、上記以外に、SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。</u></p> <p>3 顕彰の推薦及び決定</p> <p>顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。</p> <p>なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者と</p>	<p>SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2017, 4, 1,</p> <p style="text-align: center;">SGEC/PEFC 顕彰に関する文書（現行）</p> <p>2 顕彰の基準</p> <p>（4）その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者</p> <p>3 顕彰の推薦及び決定</p> <p>顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。</p> <p>なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者</p>
--	---

して会長が決定する。

また、前項 SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する  
優良事業所は会長がこれを決定することができる。

として会長が決定する。

SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3.1.2」及び「II. 3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」(廃止)

2017 年度第 3 回理事会

<p>SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2018. 4. 1</p> <p>SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3.1.2」及び「II. 3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」<u>(廃止)</u></p>	<p>SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2016. 11. 1</p> <p>SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3.1.2」及び「II. 3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」</p>
---	---

**新たに挿入文書**

SGEC 運用文書 「5」-2 「森林管理認証審査の検証規格及びCoC審査検証規格の現地確認事項（参考）」

<p>SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2018. 4. 1</p> <p>SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項</p> <p>II 森林管理</p> <p>3.2.2認証審査工数の決定（初回、更新）</p> <p>SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインに基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</p>	<p>SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2016. 1. 1</p> <p>SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項</p> <p>II 森林管理</p> <p>3.2.2認証審査工数の決定（初回、更新）</p> <p>SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び別<span style="text-decoration: underline;">に示す</span></p> <p><span style="text-decoration: underline;">「SGEC森林管理基準適合性確認事項」</span>に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</p>
--	---